

○公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び 対策等に関する規程

法人規程第65号
平成27年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳と人権を尊重する大学を目指す福岡県立大学憲章（平成25年6月4日制定）に則り、福岡県立大学（以下「本学」という。）におけるハラスメント等の人権侵害の防止及び人権侵害に適切に対応するための措置並びに人権意識向上のための取組（以下「人権侵害の防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の教職員等及び学生等（以下「構成員」という。）の就労上又は就学上における健全で快適な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 人権侵害

人種、国籍、門地、信条、障害の有無、性別等による不当な差別及びハラスメントにより、他者の人権を侵害する行為

(2) ハラスメント

相手の意思に反するセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他これらに類する不適切な言動

(3) 人権侵害に伴う二次的被害

人権侵害により本学における就労上若しくは就学上の環境が害されること又は人権侵害に関する相談、申立て及び調査への協力その他正当な対応をした構成員が就労上若しくは就学上の不利益を受けること。

(4) 教職員等

本学で就労する常勤、非常勤、派遣職員等勤務形態を問わず、本学に在職する者及び外部委託の勤務者を含め、大学キャンパス内で就労するあらゆる勤務形態の者

(5) 学生等

学部生、大学院生、研究生、科目等履修生、聴講生

(6) 監督者

教職員等を監督する地位にある者で公立大学法人福岡県立大学部局長会議規則第3条に規定されるもの

(構成員の責務)

第3条 構成員は、本学において学び、働き、研究する自由と権利が妨げられることのないよう、人権侵害を行わず、また他者の行う人権侵害を看過することなく、人権侵害の

ない環境を維持するよう努めなければならない。

(理事長・学長の責務)

第4条 理事長・学長は、本学における人権侵害の防止等に係る業務を総括する。

- 2 理事長・学長は、人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害又は人権侵害に伴う二次的被害が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 理事長・学長は、人権侵害又は人権侵害に伴う二次的被害が生じた場合には、被害者が被った不利益の回復に努めなければならない。
- 4 理事長・学長は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。
- 5 理事長・学長は、人権侵害の防止に関する基本的な事項を理解させるために、教職員に対して研修を行うとともに、学生に対して教育を行わなければならない。

(法人役員の責務)

第5条 法人役員は、本学における人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害又は人権侵害に伴う二次的被害が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(監督者の責務)

第6条 監督者は、その監督する組織において人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害又は人権侵害に伴う二次的被害が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(人権委員会の設置)

第7条 本学に構成員の人権の尊重及び人権侵害の防止等に対処するために人権委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

(人権侵害に関する相談窓口及び相談員)

第8条 人権侵害及び人権侵害に伴う二次的被害に関して、構成員からの相談を受け付け、必要な助言を行うために、人権侵害に関する相談窓口を置く。

- 2 人権侵害に関する相談窓口に、相談員を置く。
- 3 相談員に関して必要な事項は別に定める。

(相談)

第9条 相談員への相談は、実名又は匿名で受け付ける。

- 2 被害に関する相談は、本人からだけでなく、第三者、代理人からも受け付けることができる。
- 3 人権侵害の加害者とみなされ、又はそのような懸念をもっている構成員からの相談も受け付けることができる。

(対応)

第10条 人権侵害に関する問題解決のための方法は次の各号に掲げるとおりとし、人権委員会の判断により行う。

(1) 「一般的な注意喚起」による解決

相談者の意向にもとづき、構成員全員に対して、特定の行為が人権侵害に当たるこ

とを周知する注意喚起を行い、問題の解決を図る方法

(2) 「通知」による解決

相談者の意向にもとづき、「匿名」のまま、人権侵害を行ったとされる者（以下「相手方」という。）に、その特定の行為について相談があったことを通知し、問題の解決を図る方法

(3) 「調停」による解決

相談者と、相手方の主張を公平な立場で調停し、問題の解決を図る方法

(4) 「調査・救済」による解決

事実関係の公正な調査にもとづき、人権侵害に該当すると判断された場合、相手方による加害行為の排除と被害者の救済により、問題の解決を図る方法

(人権侵害に関する調停委員会)

第11条 人権委員会は、人権侵害に関して調停の申出があったときは、人権侵害に関する調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置しなければならない。

2 調停委員会に関して必要な事項は別に定める。

(人権侵害に関する調査委員会)

第12条 人権委員会は、人権侵害に関する事実関係の調査を必要と認めるときは、人権侵害に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を理事長に提案しなければならない。

2 調査委員会に関して必要な事項は別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 理事長・学長は、相談者、調査の申立人及び当該調査に協力した者に対しては、相談、調査の申立て又は調査への協力を理由として不利益を受けないように十分な配慮を行い、必要な措置を講じなければならない。

(加害者への対応等)

第14条 調査委員会による調査に基づき、加害行為が明らかな場合は、理事長・学長は加害行為の排除と被害者の救済措置を行うとともに、加害者の懲戒処分を含む厳正な対応及び再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等が加害者の場合は、公立大学法人福岡県立大学職員の懲戒等に関する規程（法人規程第25号）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 学生等が加害者の場合は、公立大学法人福岡県立大学学生懲戒規程（法人規程第〇〇号）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第15条 人権委員会委員、調停委員会委員、調査委員会委員、人権委員会・調停委員会・調査委員会の事務担当者、相談員及びその他人権侵害の対応に関わった者は、関係者のプライバシー保護に努めるとともに、相談に関して知りえた情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、人権侵害の防止等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、人権委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。